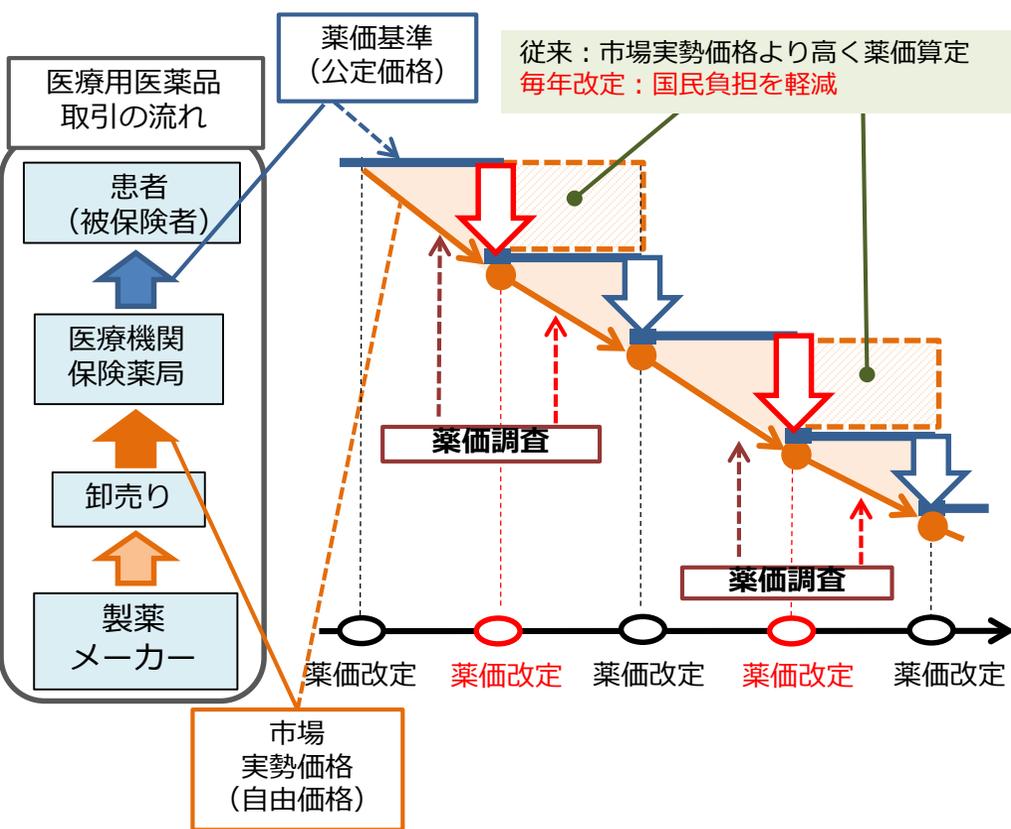


# 毎年調査と毎年改定

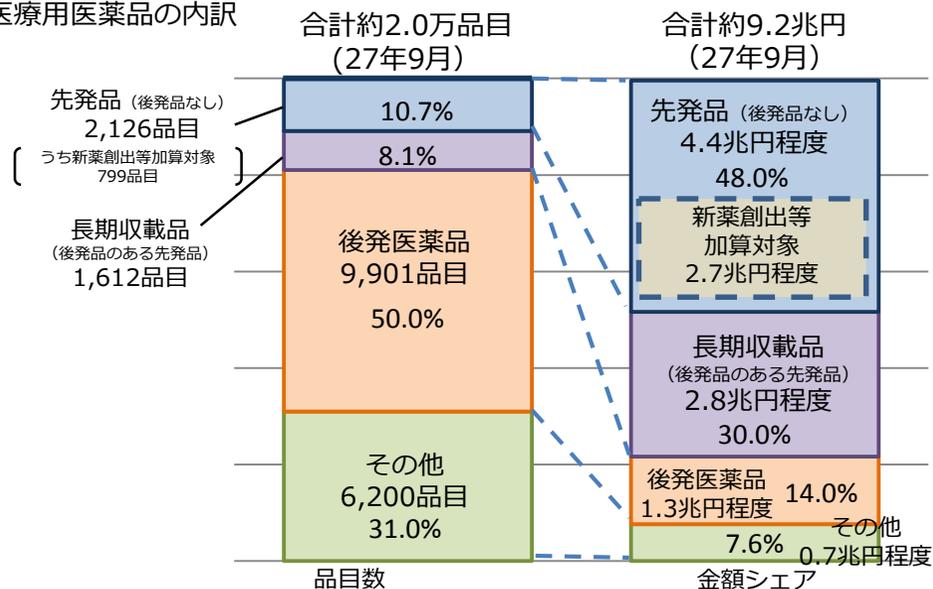
## 【論点】

- 医療用医薬品の内訳について、品目数や数量ベースでは後発医薬品が最大であるが、金額ベースで半分程度を「後発品のない先発品」が占めるなど、数量ベースと金額ベースでは内訳が大きく異なる。
- また、先発品は薬価水準が高いため、薬価と市場価格の乖離額が大きくても、乖離率は相対的に小さくなる。

### ◆毎年改定のイメージ (赤字：今般新たに追加)



### ◆医療用医薬品の内訳



### ◆新薬と後発品薬価の価格変化と乖離率

	価格例	▲1円	▲5円	▲10円	▲15円
新薬	839円	▲0.12%	▲0.60%	▲1.19%	▲1.79%
後発品	100円	▲1%	▲5%	▲10%	▲15%

(出所) 27年9月薬価調査結果における薬価基準収載品目の分類別の品目数及び市場シェアを基に作成

## 【改革の方向性】 (案)

- 「価格乖離の大きな品目」の検討にあたっては、金額ベースでみて国民負担の軽減に十分につながるものとなるような範囲とすべき。

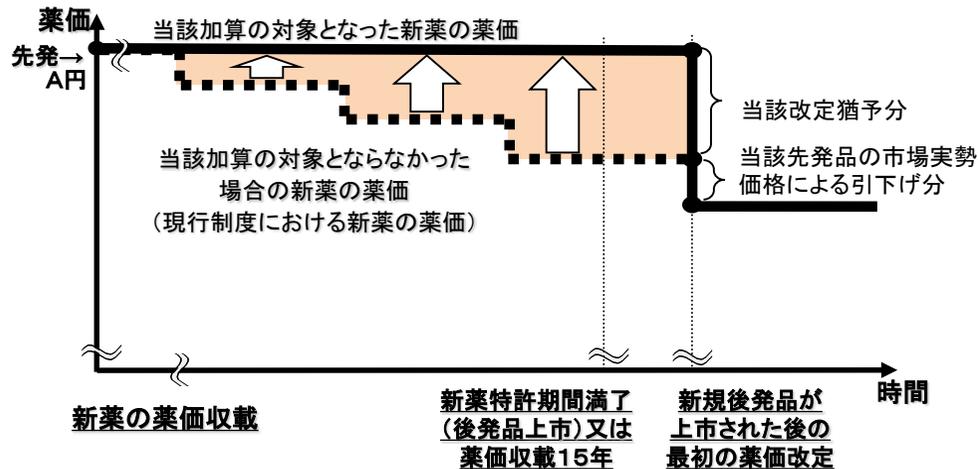
# 新薬創出等加算のゼロベースでの抜本的見直し①

- 薬価を最初に算定する際に、医薬品の画期性や有用性に応じて薬価に加算を行う制度が別途あるが、新薬創出等加算は、そうした制度で評価された革新的医薬品にとどまらず、こうした評価がなされなかった医薬品も含め、新薬に幅広く適用されている実態。
- 優れた医薬品が生まれた場合にこれを評価する必要があるとしても、そうした画期性や有用性の高さが認められなくとも新薬創出等加算の対象となるため、イノベーションの適正な評価という観点からも問題が大きい仕組みとなっている。

## ●新薬創出加算の要件

- ① 薬価収載後15年以内で、かつ後発品が収載されていないこと。
- ② 市場実勢価格と薬価との乖離が、薬価収載されている全医薬品の平均を超えないこと
- ③ 厚生労働省による開発要請品目又は公募品目について開発に向けた取組を行う企業が製造販売するもの、又は「真に医療の質の向上に貢献する医薬品」の研究開発を行う企業が製造販売するもの。
- ④ 再算定対象品でないこと。

## ◆新薬創出・適応外薬解消等促進加算の対象となる医薬品の薬価推移のイメージ



## ◆26～28改定時の収載品目の場合

薬価算定時の評価

新薬創出等加算の有無  
(28改定)



(出所) 厚労省資料